



スリランカ次期駐日大使、当浄苑を参詣 日本・スリランカ友好の深化に期待



令和7年10月18日、スリランカ次期駐日大使ピヴィトゥル・ジャナツク・クマーラシンハ氏が、当浄苑を参詣されました。
大使は本堂をはじめ、スリランカの世界遺産・佛歯寺、インドの故ラジブ・ガンジー首相より分骨された佛舍利に参詣され、深い敬意を表されました。

その後、黒書院にて大谷暢順総裁理事(本願寺総裁)および大谷実成常務理事(本願寺法主)と面談され、両国の友好関係のさらなる発展に向けて、当浄苑が今後も両国の友好の架け橋としての役割を果たし続けることへの期待を述べられました。

- ① スリランカ国会議事堂で日本人として初めて講演された総裁理事
- ② 仏舍利殿を参詣される常務理事と大使
- ③ スリランカ政府との合同事業「インド洋大津波追悼施設」津波本願寺仏舎
- ④ 外国人最高位勲章、グレート・サー・サナ・ラトナ勲章をスリランカ政府から授与される総裁理事
- ⑤ スリランカ政府と仏歯寺、在スリランカ日本大使館の要請で設立した国際佛教学物館日本館



皆様へ重要なお知らせ

納骨

(要予約)

納骨は完全予約制です。

納骨手続きは願人のみ行うことができます。

※ 願人本人の納骨時を除く

【必要物】

- ・ 遺骨(骨つぼ)
- ・ 火葬埋葬許可証の原本
- ・ または
改葬許可証・分骨証明書の原本
- ・ 納骨壇の鍵
- ・ 故人の法名(戒名)、命日、享年
- ・ 願人の本人確認書類

納骨室

納骨室の扉開閉は、遺骨の移動(納骨、改葬)時以外行わないください。届出の無い遺骨等が納骨室にあった場合には改葬手続きができませんのでご注意ください。

名義変更

(要予約)

願人が既に逝去の場合は、新たな納骨・遺骨の移動(改葬)が一切できません。名義変更には当苑指定の相続手続きが必要です(必要書類の他、許可証再発行が必要)。窓口での手続きや相談等をご希望の際は事前にご予約ください。

住所変更

住所等連絡先を変更される場合は**お早め**に願人来苑時に申請いただくか、願人の本人確認ができる公的書類(運転免許証・保険証等)の写しを同封のうえ、①氏名 ②納骨壇の場所(階・区・番号) ③新住所と電話番号 ④旧住所と電話番号をご記入いただき、尚書(総合受付)までお送りください。

仏具、お供え物

お供物等は仏様のお下がりとしてお持ち帰りください。参詣後の仏具、花瓶、電気香炉等につきましては**全**て納骨壇の中に納め、片付けてお帰りにください。破損並びに紛失は**自己**負担になります。

鍵の紛失

鍵の複製は願人からの申請が必要です。

